

『風の人』復刻版

責任編集 政治犯に対する不当弾圧に反対する会

<復刻にあたって>

本書は、1996年9月19日にネパールのカトマンズで拘束され、9月22日にFBIにより米軍機に乗せられアメリカ・ワシントンに拉致され、裁判にかけられて禁固30年の宣告を受けた城崎勉君を救援するために結成された「城崎君とともに浮かぶ会」の発行した救援パンフレット「風の人」を復刻したものです。

又、「風の人」とは別に発行された「公判記録断片集」や掲載されていなかった城崎君の手記も含めて掲載・復刻しました。(未完)

これらのパンフを中心になって発行し続けたのは、檜森孝雄と関博明の両君です。

両君とも既に亡くなりました。

檜森孝雄君は2002年3月30日、東京・日比谷公園で抗議の焼身自殺を遂げました。

彼は、72年5月30日の3戦士によるリッダ空港襲撃闘争の同志であり、日本赤軍の逮捕者の救援や城崎君の救援活動などを献身的に続けていました。

関博明君は、共産主義者同盟赤軍派の中央軍兵士としてM作戦に参加・逮捕され服役しましたが、彼もまた、かつての赤軍派同志であった城崎君の救援を檜森君らと献身的に担いました。本書には、南田草介というペンネームで作った「ジョー・デ・ゲバルトヴィッチ」という詩が収められています。

関博明君も、2005年6月、ガンのため永眠されました。

「お〜い城崎 どこへ行く!

ジョー・デ・ゲバルトヴィッチ

生きてりや会えるさ、こっち側

死んだら会えるさ、あっち側」

と、うたった関博明は、笑って、あっちで城崎君を待っているのかもしれませんが、がそれは、城崎君が米帝監獄の中でくたばってあっちへ行くことを決して望んではないでしょう。関君には、城崎君が解放されて寿命尽きるまで気長に待ってもらうしかないと思います。

城崎君は、98年2月ワシントン連邦地裁1審で禁固30年の宣告を受け、控訴しましたが、2審は実質審理もなく控訴棄却し、刑が確定しました。

当初、テキサス州の監獄で服役していましたが、現在はインディアナ州テラホのCMUという政治犯ばかり集めた(イスラムの政治犯が大多数)収容施設で服役していますが、連邦刑務所は懲役はない禁固刑ですので、日本の刑務所よりはる意味ではましな状態ともいえます。

しかし、彼は服役後、白内障を患い、又近年緑内障も重なって左目がほとんど失明状態になり、治療を要求していましたが、当局は予算不足を理由に無視していました。救援連絡センターから

の連絡でこのような状態を知った日本での動きで、シカゴ領事館の林領事が面会に行ったりしたこともあって、最近、突然治療に連れて行かれ、かなり改善したとの連絡がありました。

檜森・関両君が亡くなられた後、日本での救援活動は、唯一、救援連絡センターとの交通(文通)だけが細々と続いている状態だったようです。

このような状況を私達はつい最近知ることになり、城崎君を知るブンドや旧赤軍派、日本赤軍関係者などを中心として救援活動が再開するようになりました。

雑誌「情況」や「人民新聞」、救援連絡センターの「救援ニュース」などで城崎君救援の声が載るようになり、2009年2月8日に京都で開かれた「政治犯対する不当弾圧に反対する会」でも、城崎君の救援が取り上げられました。

この復刻の作業を行なう過程で、私達は、城崎君のネパールでの拘束とFBIによる拉致事件の詳細を改めて知り、衝撃を受けました。

KCIAによる金大中拉致事件とどこが異なるのか？と。FBIが86年のジャカルタでの米・日・カナダ大使館砲撃・攻撃事件の件でアメリカに連行して裁判にかけるとは国際法的に許されるのか？もし、これが東京で発生した事件であったなら、日本で裁判をするべきであり、であれば、本来なら事件発生地インドネシアで裁判すべき事件です。

東京の事件でアメリカが強制的に「被疑者」をアメリカに連行したら、日本政府は金大中拉致事件のときのように主権侵害だと当然抗議するでしょう。しかし、インドネシアも日本政府も城崎君をアメリカへ連行することに抗議はせず、アメリカによる拉致を黙認もしくは容認或いは協力したと思われる。

というのは、連邦地裁での公判にインドネシア警察も日本の警視庁も担当者を派遣し、積極的に協力しているからです。警視庁からは、高橋という警部が証人として出廷しましたが、結局証拠としては採用されませんでした。

更に、ジャカルタの犯行現場と見なされるホテルから数日後に採取されたとされる缶ビールについていたとされる指紋についても、日本の警察が提供して捏造した疑いが濃厚にあります。なぜ、当日の現場検証で採取されず、現場写真にも写っていなかった缶ビールが何日かたってから突然出てくるのか？ホテルの部屋から缶ビールも含めて12個もの指紋が出てきたとされているが、もし真犯人であればそんなドジをするだろうか？どう考えても、犯行を行なうとすれば、そんなドジなことは素人だって犯さないだろうヘマです。まことに眉唾ものの「証拠」ばかりなのです。指紋の上塗りなど、簡単な技術で、最近では、指に指紋のフィルムを貼り付けて入国する手口が明るみにでましたが、FBIの力を持ってすればいとも簡単に行なえる捏造工作です。

又、ホテルやレンタカー会社で目撃されている「犯人」と見られる「菊池俊介」と「石田博文」と名乗る人物の特徴は、城崎勉とは似ても似つかぬ人相・風体で身長も全く違います。これらの目撃証言は、ことごとく城崎君の無実を証明する材料のように思えるのですが、陪審裁判で14人の陪審員は、有罪を評決しました。ただ評決は1回ではまともならず何回も評議して最終的に全員一致の評決になったと聞きます。

国選弁護人のタッカー弁護士の動きについても、この記録を読むと、はじめから犯人視して司法取引をもちかけたり、ジャカルタまで出張しながら、犯行現場の疑惑をろくに調べもしていない、日

本の支援者とも一切交通をとらないなど、非常に首をかしげるところが多いと感じます。城崎君がタッカー弁護士を十分には信用していないのは当然と思われる。しかも、全て英語で進行しますので、城崎君の公判が十分なサポートもなく苦労したことがうかがわれます。私達でさえ、英文の資料についてはまだほとんど解明できてさえいません。

犯行声明を出した、「反帝国主義国際旅団」(AIIB)という組織は未だに正体不明の組織ですが、米・日・インドネシア・イタリアの捜査当局は、AIIBは日本赤軍であると「断定」しました。

ローマ・ナポリでも爆破事件がおき、この組織の名で犯行声明が出ていますが、日本赤軍の重信房子と奥平純三、更に城崎勉が犯人と断定され、国際指名手配されました。ここでも指紋が検出されたと言います。

しかし、日本赤軍はAIIBではないと明確に否定し、城崎君についても日本赤軍のメンバーではないと声明しています。犯行の手口・犯行声明などについて、見る人が見れば日本赤軍とは似ても似つかない組織であることは一目瞭然ですが、FBIが証人として喚問したファレルという情報専門家(?)はAIIB=JRAと「証言」しました。

ハワイ大学教授で「日本赤軍派」などを著しているパトリア・スタインホフ教授は、弁護側証人として出廷し、AIIB=JRAという図式を明確に否定しています。(彼女は岡本公三にもリッダの直後に面会している。)

82年にイスラエル軍がレバノンに侵攻した時、日本赤軍メンバーと和光晴生や城崎勉など日本赤軍メンバーではない人もパレスチナ義勇軍として参加してイスラエル軍と戦いました。ペイルートから撤退した時も彼等はパレスチナ解放組織(PFLP)と行動をともにし、一時チュニスに避難したようです。

その後、イスラエル軍はレバノンで厳しい抵抗にあつて、撤退を余儀なくされ、84年ペイルートは解放され、パレスチナ人はレバノンに帰還しました。その中に日本赤軍も当然含まれていました。このような状況下で86年ジャカルタ事件、87年ローマ事件、88年ナポリ事件が起こります。日本赤軍がこのような作戦を行なう必然性も蓋然性も全く感じられません。どう考えても、このような作戦を行なう状況は当時の日本赤軍にはなかったとしか考えられません。

ただ、当時はアメリカはクリントン政権の時代でしたが、反テロのキャンペーンをはり、日本赤軍やIRAなど世界の反帝闘争の組織を「テロ組織」と指定した時期であり、これら「テロ組織」を壊滅する作戦を全世界的な規模で推し進めていました。

つまり、日本赤軍の側にはジャカルタ事件などを起こす必要も必然性もなかったにしても、アメリカや日・欧などの諸国は反テロ組織の作戦を進める必要があり、例えデッチアゲであれ、何であれ、とにかく手当たり次第拘束して壊滅させる必要に迫られており、FBIもCIAも功を焦っていたと言う事ができます。

しかも、城崎君は77年のダッカ・ハイジャック事件で4年の刑期を残して超法規的措置で釈放され、日本赤軍に合流はしましたが、メンバーには加盟していません。それは日本赤軍の声明でも、本書所収の丸岡修・浴田由起子さんの証言でも明らかです。

彼は明確に、ジャカルタには行った事はないと断言しています。城崎君は86年はおろか92年までレバノンにいた事はまちがいありません。目撃した人、彼に会った人は多数います。彼が、86年にわざわざジャカルタに行くような必然性は全く考えられません。ましてや、犯行に使われたチェコ

製の手製迫撃砲や爆薬・爆弾などの大掛かりな準備をできたはずもないと思われま

す。少なくともジャカルタ事件は単独犯ではなく、複数人によるきわめて組織的な犯行です。日本赤軍のメンバーでもない城崎君が単独でできるような作戦がありません。又、彼は日本赤軍とは連絡はとっていたようですが、メンバーでもなく、組織をもたない、一匹狼的な存在でした。その彼にあればだけ大規模な作戦を組織・実行できたとはどう考えても考えられません。あらゆる直接証拠・状況証拠は、城崎君の無実を意味するものばかりです。

彼は 92 年以降と思われま

すが、レバノンを出国して、最終的にネパールにたどり着き、僻地で鍼灸医として活動していました。ネパールの医療ボランティアとして活動していたのです。もちろん、彼はインターポールから国際手配されていますので、偽造パスポートを使うほかなかったでしょう。(フィリピン国籍のパスポートでパブロ・タマノ)ネパールの奥地で鍼治療に当たっていた彼とジャカルタ事件はどうしても結びつきません。結び付けようがありません。

にもかかわらず、陪審裁判により、彼は有罪を宣告されました。検察側は、「sekigun(日本赤軍でも赤軍派でも彼らにとっては同じこと)は、アメリカ人は皆殺せと主張するテロ組織だ」(から城崎は有罪だ)とアジリました。陪審員をドーカツしたともとらえられます。こんな危険な奴を無罪にするような奴は愛国者ではないとでもいうように。陪審員には黒人も多かったと傍聴した救援連絡センターの山中幸男さんも言っていました。しかし、陪審裁判は短期間です。

1997 年 10 月 20 日～11 月 13 日のわずか半月の期間の審理で結論を出しました。

陪審員制度が導入される前の日本での裁判であれば、何年もかかった事でしょう。もし、日本での裁判であつたら、少なくとも検察側のこのような弁論が大手を振ってまかりとおるようなばかげた魔女狩り裁判はできなかつたでしょう。又、証拠や状況証拠を慎重に調べさえすれば、検察側の主張はまず通ることは難しかったのではないかと思います。そもそも立件することすらできなかったのではないかと。

日本からワシントンに出張した高橋警部にしても、警視庁にしても提出された証拠から考えて到底城崎君のやった事件とは考えてなかつたのではないかと推測されます。事実、ローマ事件・ナポリ事件では結局城崎君は犯人ではないと日本警察も参加して捜査で結論付けられたといひます。(本文参照)更に、犯人として「断定」され、国際指名手配された重信房子さんにしても 2000 年に日本で逮捕された後でも、未だにローマ事件・ナポリ事件では立件さえされていません。もともと日本赤軍の犯行などどこの国の捜査当局も思ってもいなかつたように思うのは私だけでしょうか？

復刻版を起こし、公判記録や彼の書いた手記などを読むにつけて、私達は彼の無実を一層確信しました。ただ、これから本書を読まれる読者の方は、とりあえず、私達の主張は置いておいて、記録を虚心にたどっていただくようお願いいたします。その上でどのように考えられるかは自由です。もしあなたが身に覚えのない事件で逮捕され、30 年の刑を宣告され服役させられたとしたら、しかも、この日本ではなく、アメリカに連れ去られた上で、監獄ですごさなければならぬとしたら、あなたはどうかされますか？ どう思いますか？

その事を私達は、多くの日本の人たちに問いたいと思います。

そのための、ささやかな再出発がこの復刻版です。

亡くなった檜森・関両君の心残りだった思いを私達は受け継ぎ、城崎君の再審・無罪獲得・釈放の

ために、これから奮闘するつもりです。この知られざる事実を広範な民衆に知らせ、理解してもらうことからまず始めなければならないと考えています。

アメリカ国内にも城崎君を支援する人や組織があり、彼らとの連携も模索しています。

アメリカでは、最近、無実の死刑囚が、DNA鑑定などにより、再審で無罪になって釈放されるケースが相次いでいます。このような再審を支援する組織や専門家の方もいるようです。私達は、このような支援組織とも連携して城崎君の無実を一日も早く晴らしたいと考えています。

日米の連帯で、無実の城崎君を救出し、いつの日か再会できることを願って！！

2009年3月17日(文責:西浦隆男)

《目次》

復刻にあたって

* 準備号 1~2欠

- 1.風の人 準備号 3(1997年10月5日発行)
- 2.風の人 準備号 4(1997年10月11日発行)
- 3.風の人 準備号 5(1997年10月23日発行)
- 4.風の人 準備号 6(1997年11月5日発行)
- 5.風の人 準備号 7(1997年11月16日発行)
- 6.風の人 準備号 8(1997年11月29日発行)
- 7.風の人 No1(通巻9号)(1997年12月14日発行)
- 8.風の人 No1(通巻10号)(1998年1月11日発行)
- 9.風の人 No3(通巻11号)(1998年2月15日発行)
- 10.風の人 No.4(通巻12号)(1998年3月28日発行)
- 11.風の人 No.5(通巻13号)(1998年4月30日発行)
- 12.風の人 No.6(通巻14号)(1998年5月10日発行)

* 風の人 No.7 欠号

- 13.風の人 No.8(通巻15号)(1999年3月3日発行)